

聖籠町税条例施行規則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成一十五年四月二十三日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第十七号

聖籠町税条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町税条例施行規則(昭和四十九年聖籠町規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五十五号様式中

「き、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

を

「き、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

延滞金について

納期限までに税金等が完納されないときは、その翌日から税金等完納の日までの日数に応じ、税額に地方税法等で定める割合で計算した額の延滞金を徴収します。

納付相談

このまま放置されると延滞金が加算されるばかりではなく、不本意ながら滞納処分を行うことになります。今すぐ納められない特別の事情があるときは、担当課まで相談においてください。

」

以上、以上(標題)を以て。

第五十九号様式その一中

「

(4) 生命保険料控除	一般の保険料の計	個人年金保険料の計

を

(4) 生命保険料控除	新生命保険料の計	新個人年金保険料の計	介護医療保険料の計
	円	円	円

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。